平成２２年（フ）第８５９８号
大阪市東淀川区相川２丁目17番３号
債務者　岩瀬　健治
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６００号
大阪市城東区関目２丁目18番103―107号
債務者　川野　純照
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６０１号
大阪府八尾市北本町１丁目５番30―202号
債務者　赤松　晴久
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６０３号
大阪市浪速区敷津東２丁目６番４―603号
債務者　岡信　　豪
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６０４号
大阪府守口市寺方錦通３丁目１番７号
債務者　西　　春雄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６０６号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―515号
債務者　上村　京子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１０号
大阪府四條畷市米崎町19番20号
債務者　竹安　　晃
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１６号
大阪府寝屋川市香里南之町26番13―403号
債務者　里　　幸香
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１７号
大阪市中央区玉造２丁目３番48号　サンシャトー上町台303号
債務者　鶉野　和子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２７号
兵庫県加古川市尾上町旭１丁目23番地の１
債務者　水池　計雄
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７２９号
兵庫県相生市佐方３丁目２番９号
債務者　谷平理惠子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７８６号
兵庫県加古川市平岡町新在家1745番地の80
債務者　高頭　千春
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８１７号
兵庫県姫路市田寺４丁目３番38号
債務者　井奥　裕之
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８５２号
兵庫県姫路市西今宿２丁目１―20高岡中村コーポパートⅡ205号室、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町養田1473番地の７
債務者　前崎　和人
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４号
北海道新冠郡新冠町字北星町２―16　コーポ・アトラス101、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町東静内９番地
債務者　梅木　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
北海道余市郡余市町大川町７丁目４番地１
債務者　棧敷　裕二
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２０６号
北海道余市郡余市町大川町７丁目４番地１
債務者　棧敷　明美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２０８号
北海道小樽市星野町16番21号、前住所北海道苫小牧市啓北町１丁目７番15号
債務者　大橋　眞一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部